事 務 連 絡 令和6年4月5日

指定障害福祉サービス事業等運営法人代表者様

仙台市健康福祉局障害福祉サービス指導課長

介護給付費等にかかる年度当初の届出及び令和6年度報酬改定に伴う届出について(通知)

平素より、本市障害福祉行政につきましてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。 さて、標記につきまして、下記のとおりお知らせいたしますので、必要な届出書を作成のうえ、 ご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 届出が必要な報酬

- (1) 前年度実績を要件とする報酬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別表 1 ・別表 2 請求区分等の判定に前年度の平均利用者数や一般就労定着率などの年間実績を用いるため、別表 1 及び別表 2 に掲載されている基本報酬及び加算を現在算定している事業者様については、前年度と区分等に変更がない場合でも、必ず届出が必要です。
- (2) 改定された報酬のうち、事前に届出が必要なもの((1)に該当するものを除く) ・・・ 別表3 現在算定中で区分を変更する必要がある場合又は新たに要件を満たし算定する場合は、事前 に届出が必要です。報酬改定に伴う改正告示及び関係通知により届出に必要な要件を満たして いることをご確認のうえ、届出を行ってください。

なお、<u>別表3</u>のうち、「◇」については既に届出をしている場合であっても、引き続き算定する場合には改めて届出が必要となります。ご注意ください。

2 届出に必要な書類・様式

- (1) 共通様式(※提出必須)
 - □ 様式第5号(障害児のサービスの場合は様式第5-2号)(給付費にかかる体制等届出書)
 - □ 別紙1(体制等状況一覧表)
 - □ 別紙 2 (勤務形態一覧表)

(2) 個別様式

別表1・別表2・別表3をご確認ください。

様式は下記の仙台市ホームページからダウンロードのうえ必ず最新のものをお使いください。

仙台市ホームページ > 事業者向け情報 > 福祉·医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス 事業者等の指定·変更等の申請·届出について > 障害福祉サービス事業者等の体制等の変更について

 $\underline{\text{https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/henkou.html} \\ \text{\#kyuuhuhiyousiki} \\ \underline{\text{https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/henkou.html} \\ \text{\#kyuuhuhiyousiki} \\ \underline{\text{https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/henkou.html} \\ \underline{\text{https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/henkou.html} \\ \underline{\text{https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/shogai/jigyosho/henkou.html} \\ \underline{\text{https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/shogai/jigyosho/henkou.html} \\ \underline{\text{https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/shogai/jigyosho/henkou.html} \\ \underline{\text{https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/shogai/jigyosho/henkou.html} \\ \underline{\text{https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosho/henkou.html} \\ \underline{\text{https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosho/henkou.html} \\ \underline{\text{https://www.city.sendai.jp/shido/jigyosho/henkou.html} \\ \underline{\text{https$

3 届出に必要な要件の確認について

- (1) 新設された報酬(別表の「●」)及び算定要件が見直された報酬(別表の「◆」「◆」) 報酬改定に伴う改正告示及び関係通知により、要件をご確認ください。
- (2) 算定要件が従前どおりの報酬 (別表の「◎」)

報酬改定に伴う改正告示は、改正部分のみを掲載した「新旧対照表」となっており、算定要件が従前どおりの報酬については掲載が省略されているため、<u>改定前の報酬告示及び関係通知</u>により、要件をご確認ください。

4 届出期限及び届出方法

(1) 届出期限

令和6年4月19日(金)必着(処遇改善加算等を除く)

令和6年4月30日(必着)までに届出があった場合は4月サービス提供分から適用されますが、令和6年4月20日以降に提出された場合は、4月サービス提供分を5月に請求することができず、5月サービス提供分と合わせて6月に請求していただくことになる場合がございます。

(2) 届出方法

原則郵送又は持参

持参または郵送での提出が難しい場合、メールでの提出も可能です。必ず<u>下記のメールアドレ</u>スあてお送りください。 ※届出書以外のもの(お問い合わせ等)は送らないでください。

【送付先】: <u>shitei_shougai@city.sendai.jp</u> 【件名】年度当初の届出について

5 報酬改定の内容について

以下のページに厚生労働省ホームページへのリンク及び通知等を掲載しています。厚生労働省から新しい通知及びQ&Aが掲載された場合は、随時メールにてお知らせいたします。

仙台市ホームページ > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > 令和 6 年度報酬改定について

https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/2024kaitei.html

6 算定要件の確認について

報酬の算定にあたっては、<u>毎月の請求を行う前に、算定要件を満たしていることを必ずご確認</u> <u>ください。</u>算定に必要な要件を満たさずに請求を続けた場合、要件を満たさなくなった時点まで 遡って返戻することになりますので、ご注意ください。

人員配置体制を要件とする加算等の場合、人事異動等で人員に変更があった際に要件を満たさなくなる可能性があります。要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更届をご提出ください。また、「届出に必要な要件」とは別に「算定に必要な要件」が定められている加算については、届出を行っただけでは算定することができません。「算定に必要な要件」を満たしていることを確認したうえで、要件を満たしている月又は対象者についてのみ請求してください。

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1 (6階)

仙台市障害福祉サービス指導課

電話: 022-214-6141、022-214-8743

前年度実績を要件とする報酬

- ●・・・報酬改定により新設されたもの
- ◆・・・報酬改定により算定要件が見直されたもの(改正の内容は、告示及び留意事項通知等を参照)
- ◎・・・算定要件が従前どおりのもの

届出を行った後も、毎月の請求を行う前に、要件 を満たしていることを必ずご確認ください。 要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更 届をご提出ください。

No .	前年度実績を要件とする報酬	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護 (1)	生活介護	短期入所	施設入所支援	自立訓(生活	自 立川 〈 上 舌	就労継続A	就労継続B	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	力置発達支援 放課後等デイ	居宅型児発	保育所等訪問	福祉型児入所	医療型児入所	地域定着支援	計画相談支援	障害児相談支援	届出に必要な書類 ※ 届出に必要な書類が従前と同じものに ついては「各種届出に関する手引き参照」 としています。 ※ 様式は最新のものをホームページから ダウンロードのうえ、ご使用ください。
1	基本報酬	\vdash		_	0		-	\vdash	-	C	ש ש	•	•	4		-		Н	+	4				表2参照
2	人員配置体制加算(療養介護・生活介護)			_	C	•	 	\vdash		-	-	-		\vdash	-	-			_					種届出に関する手引き参照
	人員配置体制加算(共同生活援助)																							別紙1 その4-2 □ 別紙5-3 別紙28
1	<u>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅰ</u> 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅱ													(別紙2-2 □ 別紙8-1
4	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅱ					0		0	9 (0	0	0		(0									
5	高次脳機能障害者支援体制加算							•																別紙2-2 ロ 別紙65 研修修了証の写し
6	就労移行支援体制加算					0		() (0	0	0		一		1								種届出に関する手引き参照
	重度障害者支援加算 (施設入所支援) (I)					Ť		0	1		Ť	Ť		П		1				Ť				種届出に関する手引き参照
8	地域移行支援体制加算													П						T				別紙68
9	夜勤職員配置体制加算							♦						ΠŤ										種届出に関する手引き参照
10	地域移行支援体制強化加算								()				ΠŤ									各	種届出に関する手引き参照
	通勤者生活支援加算								((0									種届出に関する手引き参照
12	夜間支援等体制加算(Ⅰ・Ⅱ)								(0									種届出に関する手引き参照
	移行準備支援体制加算									0)			\sqcap										種届出に関する手引き参照
14	重度者支援体制加算										0	0		П									各	種届出に関する手引き参照
	目標工賃達成指導員配置配置加算											♦											各	種届出に関する手引き参照
16	目標工賃達成加算																							別紙27-2
17	就労定着実績体制加算												0										各	種届出に関する手引き参照
18	看護職員加配加算 第字票件が従来がないのものについても様式等														0	0							各	種届出に関する手引き参照

^{- ※}算定要件が従前どおりのものについても様式等が変更となっている場合がございます。

前年度実績を要件とする「基本報酬」

No.	サービス	届出に必要	
		個別様式	共通様式
1	療養介護	□ 別紙2-2	
2	就労移行支援	区分(I)の場合 基本報酬届出書 1 基本報酬別添 1 区分(II)の場合 (仙台市には該当事業所なし)	
3	就労継続支援A型	□ 基本報酬届出書2 □ 基本報酬別添7-1、7-2 □ 別紙2-2	
		(V) 地域連携活動に該当する場合 □ 基本報酬別添7-3	□ 様式第5号(体制等届出書)
		(Ⅲ) 利用者の知識・能力向上に該当する場合 □ 基本報酬別添7 - 4	□ 別紙1 (体制等状況一覧表)
4	就労継続支援B型	□ 基本報酬届出書 3 □ 別紙 2 - 2	□ 別紙2(勤務形態一覧表)
5	就労定着支援	□ 基本報酬届出書 4 □ 基本報酬別添 2 □ 基本報酬別添 2 - 4	
6	自立生活援助	□ 別紙55	
7	地域移行支援	(I) 又は(I) の場合のみ((II) の場合は届出不要) □ 基本報酬届出書 5 □ 基本報酬別添 4 □ 対象施設との連携状況(様式任意) □ 資格証の写し 又は 研修修了証の写し	

改定された報酬のうち事前に届出が必要なもの(随時受付)

- ●・・・報酬改定により新設されたもの
- ◆・・・報酬改定により要件が見直されたもののうち、既に届出をしており改定後の要件を満たす場合には改めての届出が不要なもの
- ◇・・・報酬改定により要件が見直されたもののうち、既に届出をしていた場合であっても引き続き算定する場合は<u>改めて届出が必要となるもの</u> (改正の内容は、告示及び留意事項通知等を参照)

届出を行った後も、毎月の請求を行う前に、要件を満たしていることを必ずご確認ください。要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更届をご提出ください。

※1 R6.3.31時点で当該加算を算定している事業所については3年間の経過措置が設けられますが、経過措置期間が終了する前までに新たな要件を満たす旨を届け出る必要があります。

	RO.3.31時点で自該加昇を昇走している事業所については3年间の 見直された要件の一部について、経過措置が適用されます。詳し															נים ע	م ر	一木	11/2/6	,女	什で何に9日で囲い山の必安がめりより。
No	改正対象	居宅介護	重度訪問介護	司行援護	療養介護	生活介護	短期入所	电 色	自立訓(生活	就労移行支援	就労継続B	就労定着支援	自立生活援助 共同生活援助	児童発達支援	居宅型児発	保育所等訪問	福祉型児入所	地域移行支援	地域定着支援	十回目 炎 え 爰 一	届出に必要な書類 ※ 届出に必要な書類が従前と同じものについては、 「各種届出に関する手引き参照」としています。 ※ 様式は最新のものをHPからダウンロードのうえ、 ご使用ください。
1	食事提供体制加算					•	•	•	•	+ 4	•										各種届出に関する手引き参照
	特定事業所加算(Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ)(居宅介護)※1	♦																			各種届出に関する手引き参照
	特定事業所加算(Ⅰ・Ⅱ)(同行援護)		•	•																	各種届出に関する手引き参照
4	特定事業所加算(Ⅰ~Ⅳ)(行動援護)※1			•	•																各種届出に関する手引き参照
5	重度障害者支援加算 (Ⅱ・Ⅲ) (生活介護・施設入所) ※2 ※(Ⅲ) は新設 上記のうち、中核的人材養成研修修了者を配置した場合					*	•	•							ļ						□ 別紙4-2 ·□ 研修修了証の写し
6	<u> </u>					•	1				1 1										□ 別紙11
7	<u>一 常勤看護職員</u> 等配置加算 ※人数を変更する場合、届出が必要					•															□ 別紙20-1 □ 看護職員免許等の写し
8	入浴支援加算																				□ 別紙70-1
9	栄養改善加算																				□ 別紙14-2 □ 管理栄養士免許証の写し
	- 1230					•															各種届出に関する手引き参照
	重度障害者支援加算 (Ⅰ ・ Ⅱ) (短期入所) ※区分新設 上記のうち、中核的人材養成研修修了者を配置した場合					,	•								ļ						□ 別紙4-3 ·□ 研修修了証の写し
12	障害者支援施設等感染対策向上加算(I ・ Ⅱ)																				□ 別紙67
	夜間看護体制加算						<	>													各種届出に関する手引き参照
14	通院支援加算																				□ 別紙69
15	リハビリテーション加算(I)							•													□ 別紙10-2
	ピアサポート実施加算																				□ 別紙64-1 □ 研修修了証の写し
17	個別計画訓練支援加算	<u> </u>							♦		$\perp \downarrow$			_							□ 別紙43 □資格証の写し
18	重度障害者支援加算(Ⅰ・Ⅱ)(共同生活援助) 上記のうち、中核的人材養成研修修了者を配置した場合												•								□ 別紙4-4 □ 研修修了証の写し
10	自立生活支援加算 (I) ※居住支援連携体制を整備している場合																				□ 別紙59□ 居住支援法人又は居住支援協議会との連携の計画等の写し
	自立生活支援加算(Ⅲ)																				□ 別紙66 □ 資格証の写し (指定を受けていない住居を移行支援住居とする場合は) □ 「体制に係る変更」の「共同生活住居の追加」に係る添付 書類一式(各種届出に関する手引き参照)
	ピアサポート実施加算																				□ 別紙64-2 □ 研修修了証の写し
22	退居後ピアサポート実施加算																				□ 別紙64-3 □ 研修修了証の写し

改定された報酬のうち事前に届出が必要なもの(随時受付)

- ●・・・報酬改定により新設されたもの
- ◆・・・報酬改定により要件が見直されたもののうち、既に届出をしており改定後の要件を満たす場合には改めての届出が不要なもの
- ◇・・・報酬改定により要件が見直されたもののうち、既に届出をしていた場合であっても引き続き算定する場合は<u>改めて届出が必要となるもの</u> (改正の内容は、告示及び留意事項通知等を参照)

届出を行った後も、毎月の請求を行う前に、要件を満たしていることを必ずご確認ください。要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更届をご提出ください。

※1 R6.3.31時点で当該加算を算定している事業所については3年間の経過措置が設けられますが、経過措置期間が終了する前までに新たな要件を満たす旨を届け出る必要があります。 ※2 見直された要件の一部について、経過措置が適用されます。詳しくは告示及び留意事項通知等を参照してください。

No	改正対象	居宅介護	重度訪問介護	司行爰護	京协爰 護	生活介護	短期入所	他没入 听 支 爰 自 立 訓 (機 能	自立訓(生活	就労移行支援	就労継続 名 E	就労 定着 支援	自立生活援助	共司生舌爰助	記置発権で爰 放課後等デイ	居宅型児発	保育所等訪問	医療型児人所	地域移行支援	地域定着支援	十回目炎乞爰障害児相談		届出に必要な書類 ※ 届出に必要な書類が従前と同じものについては、 「各種届出に関する手引き参照」としています。 ※ 様式は最新のものをHPからダウンロードのうえ、 ご使用ください。
23	中核機能強化加算 ※児発センターのみ																						別紙73 口 参考様式4 資格証等の写し
24	児童指導員等加配加算(その他の従業者) 児童指導員等加配加算(上記以外)													<	♦								別紙31 □ 資格証等の写し 参考様式4(「経験5年以上」で算定する場合)
23	※以止削の「専門的文援加昇」にめたる													•	•								別紙33-1 口 資格証等の写し 参考様式4(保育士又は児童指導員を配置する場合)
26	専門的支援実施加算 ※改正前の「特別支援加算」にあたる													•	*								別紙33-2 口 資格証等の写し 参考様式4(保育士又は児童指導員を配置する場合)
	入浴支援加算																						別紙70-2 口 安全計画 入浴設備がわかる図面又は写真
28	送迎加算 ※医ケア児の送迎を行う場合																						別紙12-2
29	共生型サービス医療的ケア児支援加算 ※共生型のみ 強度行動障害児支援加算																						別紙54 🗆 資格証等の写し
30	強度行動障害児支援加算													<	\Diamond								別紙41-1 □ 研修修了証の写し
31	人工内耳装用児支援加算													4	*								別紙72 口 言語聴覚士免許等の写し 聴力検査室の設置状況がわかる図面又は写真 (Iのみ)
32	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算																						別紙8-3
33	延長支援加算													- ◀	\								別紙11-2 □ 運営規程
34	食事提供加算 ※児発センターのみ													•	•								別紙9-2 □ 栄養士又は管理栄養士免許の写し
35	個別サポート加算(I) ※強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置した場合														•								別紙71 🛘 研修修了証の写し
36	制制を接員特別加算・多職種連携支援加算・ケアニーズ対応加算															•	♦						別紙39 □ 参考様式4 □ 資格証等の写し
37	日中活動支援加算 ※改正前の「職業指導員加算」にあたる																•	•					別紙73 □ 実務経験証明書
20	小規模グループケア加算(Ⅰ・Ⅱ)																•	•	•			各科	種届出に関する手引き参照
	上記のうち、サテフイト型として美施した場合				1			1	1			1	1		1	1	- ∢) (•		<u> </u>	各科	種届出に関する手引き参照
39	強度行動障害児特別支援加算(Ⅰ・Ⅱ)																<	> <	>			各科	種届出に関する手引き参照
	要支援児童加算(Ⅱ)																						別紙32-1 □ 実務経験証明書 □ 平面図 心理担当職員の要件を満たすことが分かる書類

改定された報酬のうち事前に届出が必要なもの(随時受付)

- ●・・・報酬改定により新設されたもの
- ◆・・・報酬改定により要件が見直されたもののうち、既に届出をしており改定後の要件を満たす場合には改めての届出が不要なもの
- ◇・・・報酬改定により要件が見直されたもののうち、既に届出をしていた場合であっても引き続き算定する場合は<u>改めて届出が必要となるもの</u> (改正の内容は、告示及び留意事項通知等を参照)

届出を行った後も、毎月の請求を行う前に、要件を満たしていることを必ずご確認ください。要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更届をご提出ください。

※1 R6.3.31時点で当該加算を算定している事業所については3年間の経過措置が設けられますが、経過措置期間が終了する前までに新たな要件を満たす旨を届け出る必要があります。 ※2 見直された要件の一部について、経過措置が適用されます。詳しくは告示及び留意事項通知等を参照してください。

			重				旃	白日	白 註		=	計 卢	#	1月 林	T _	保	福區	英 村	# ##	計		届出に必要な書類
No	改正対象	居宅介護	主度訪問介護	行動援護	療養介護	短期入所	心設入所支援	ロ立訓(機能	n立訓(生舌 机労移行支援	就労継続A	就労継続B	6. 分定	八同生活援助	元童発達支援	居宅型児発	(育所等訪問	祖型児入所	4. 東型見入所	^远 域 定 着 支 援	回相談支援	障害児相談	※ 届出に必要な書類が従前と同じものについては、
41	機能強化型サービス利用支援費等 ※2																			•	•	□ 別紙61-1又は別紙61-2 □ 相談支援従事者現任研修修了証の写し □ 各要件の挙証資料 (例) ・会議開催の記録 ・緊急時連絡体制一覧 ・新規採用者の同行研修の実施記録 ・支援困難ケースの受託体制 ・実施検討会等の参加記録 ・協議会への参画及び関係機関等との連携のために必要な取組をしていることが分かる書類 ・基幹相談支援センター等が行う取組に参画していることが分かる書類
42	主任相談支援専門員配置加算 (I) ※改正前の要件を満たす場合は (II) となる																					□ 別紙62 □ 相談支援従事者主任研修修了証の写し □ 体制等が整備されている旨の公表の状況 □ 各要件の挙証資料 (例) ・会議の開催記録 ・主任相談支援専門員が従業者に対し実施する研修の実施記録 ・新規採用者の同行研修の実施記録 ・当該事業所の従業員及び他の相談支援事業所の従業者に対して指導・助言を実施した事例一覧 ・基幹相談支援センター等が行う取組に参画していることが分かる
43	高次脳機能障害支援体制加算(I・Ⅱ)																					□ 別紙51、51-6 □ 研修修了証の写し □ 体制等が整備されている旨の公表の状況
44	要医療児者支援体制加算 (I) ※改正前の要件を満たす場合は (II) となる																			•		□ 別紙51、51-4 □ 研修修了証の写し □ 体制等が整備されている旨の公表の状況
45	行動障害支援体制加算(I) ※改正前の要件を満たす場合は(II)となる																			•		□ 別紙51、51-3 □ 研修修了証の写し □ 体制等が整備されている旨の公表の状況
46	特如陪宝老支援体制加管(I)																				•	□ 別紙51、51-5 □ 研修修了証の写し □ 体制等が整備されている旨の公表の状況 □ 地域移行・定着事業所との連携体制が分かる書類(地域移行・地域定着の指定を受けていない場合) □ 利用者が利用する病院等との連携体制が分かる書類